

本抄訳は、マドフ救済基金が第 3 回目の支払いに先立ち、他の源泉から受け取った追加的回収金情報について申請者に確認するために送った要請通知の記載に基づき、SMB C日興証券株式会社が抄訳を作成したものであり、原文と抄訳に乖離または齟齬がある場合は原文が優先されます。

マドフ救済基金
私書箱 6310
シラキューズ、ニューヨーク 13217-6310

Claim Number: 申請番号 XXXXXXX

(申請者の氏名・住所)

2018 年 10 月●日

追加的回収金情報更新の要請

謹啓 申請者様

過去 2 回の小切手支払いにより、マドフ救済基金（以下、「MVF」といいます。）は 121 の国の 35,000 件以上のマドフ関連詐欺の被害者に対して 18 億ドル以上を支払っている、または支払う予定です。我々は今、被害者に対する 3 回目の支払いを今年末までに始めるべく、準備を行っています。新たな最低基準回収率が確定次第、お知らせしますが、相応の支払い額になると見込んでいます。

我々がこの支払い作業を始めた当初は、22,000 件以上のマドフ関連詐欺の被害者とその損失に対する回収金を受け取っていませんでした。また、約 7,000 件の被害者はその損失の 10%弱しか回収金を受け取っていませんでした。これまでの MVF による過去 2 回の小切手支払いによって、35,000 件以上の承認された被害者とその被害額の 40%の最低基準回収率を達成したことを我々は誇りに思います。我々の手続きは、すべての被害者の最低基準回収率を MVF の限られた資産で成しうるもっとも高い水準に引き上げるため、米国司法省とともに遂行されています。そのため、被害者の国や、被害者がマドフ投資証券に直接または間接に投資したのかに関わらず、我々は被害者を支援しています。

過去 2 回の小切手支払いと同じように、MVF は 3 回目の支払いによる“最低基準”回収率を確定します。そして我々は承認された被害者の損失に対する新たな回収率（たとえば、仮に 50%）として、他の源泉から回収金がある場合はそれらを控除したうえで、皆様への支払いを計算します。すべての承認された、または適格な被害者の回収率を段階的により高く引き上げることは、我々が可能な限り多くの被害者を救済するために、MVF の限られた資産を大いに活用することが可能になります。

皆様への次の支払いを計算するために、MVF は皆様がこれまでにいくら回収したのかを確認する必要があります。皆様のこれまでの回収金を確認することなしに、新しい小切手を発行することはできません。ゆえに我々は、各被害者がこれまでに受け取ったすべての回収金について、我々の記録をアップデートしなければなりません。

この書類に添付された表（3 ページ目に掲載）は貴方のこれまでの回収金に関する我々の記録です。どうぞ注意深くご確認いただき、マドフ関連の損失に関して **MVF 以外の源泉から** 新たに受領した回収金がある場合は記入してください。間違っている場合は訂正してください。もし貴方がこれまでに追加的回収金について開示していない場合は、表は空欄となっています。

我々はこのアップデートの手続きを出来るだけ簡単に行えるようにしました。貴方は (1) インターネットで簡単にアップデートを行う、(2) 新たに受領した回収金はないことを証明するためメールを送る、または (3) 同封したフォームのコピーを郵送することも可能です。

何も変更がない場合は、貴方がしなければならないのは「No New Recoveries (新たな回収金を受け取っていない)」と証明するだけです。もし貴方が他から追加的な支払いを受領している場合は、回収日、回収金の源泉 (支払元) および回収額を表に記載してください。すべての場合において、情報更新を報告することにより、貴方は貴方が正確で完全な情報を提出しているということを証明します。

この書式が速やかに返信されない場合は、貴方は次の小切手支払いに参加することができません。
ぜひ遅滞なくご返信ください！

本抄訳は、マドフ救済基金が第 3 回目の支払いに先立ち、他の源泉から受け取った追加的回収金情報について申請者に確認するために送った要請通知の記載に基づき、SMB C日興証券株式会社が抄訳を作成したものであり、原文と抄訳に乖離または齟齬がある場合は原文が優先されます。

我々は米国法の要請に従い、実際の損失額を超えて支払いをしたり、少なく支払いをしたりすることを避けるため、正確で完全な情報が必要です。正確で完全な情報更新により、MVF が皆様に可能な限り支払うことができます。

もし本通知をご覧になり、不明なところ（言語の問題も含めて）がございましたら、MVF のヘルプデスクにメール（info@madoffvictimfund.com）、またはお電話（(866) 624-3670）でお問い合わせください。

我々は皆様への小切手支払いを遅らせたり、延期したりしなければならない事態は望みません。どうかこの通知への速やかな返信をお願いいたします。

謹白

リチャード C. ブリーデン
特別管財人
マドフ救済基金

個別に返事を差し上げる時間はありませんが、我々に感謝の意を述べていただいたり、お手紙をお送りいただいたりしたすべての被害者の皆様に心より感謝申し上げます。MVF のスタッフ一同、大変感謝しております。

更新方法について

次のページに掲載している表には、貴方がこれまでに MVF に開示したすべての回収金が記載されています。必要情報の更新はとても簡単です！ 下記の 3 つのうちいずれかを行ってください：

- MVF のウェブサイト www.madoffvictimfund.com に行き、“Update Recoveries（追加的回収金の情報更新）”ボタンをクリックし、記載方法に従って必要情報を入力してください。
- 変更や追加がある場合は、この表（この書類の 3 ページ目）に直接記入し、署名をして MVF へ郵送してください。
- 次のページの表に記載されている以外に、MVF 関連の損失に対する支払いを貴方が受領していない場合は、貴方は単に“NO ADDITIONAL RECOVERIES（追加的回収金を受け取っていない）”と証明するメールを送付することが出来ます。その際、必ずメールに貴方の申請番号を記載してください。

貴方は表を完成させ、署名したレターの写しをメール（info@madoffvictimfund.com）で送る、または写しを以下に郵送いただくことも可能です：

マドフ救済基金
私書箱 6310
シラキューズ, ニューヨーク 13217-6310

MADOFF VICTIM FUND
P. O. Box 6310
SYRACUSE, NY 13217-6310

ここに記載された情報は、偽証すれば米国法の下での偽証罪に問われることがあることを確認した上で、真実であるという証明を構成することになります。

ぜひ遅滞なくご返信ください！

本抄訳は、マドフ救済基金が第 3 回目の支払いに先立ち、他の源泉から受け取った追加的回収金情報について申請者に確認するために送った要請通知の記載に基づき、SMBC日興証券株式会社が抄訳を作成したものであり、原文と抄訳に乖離または齟齬がある場合は原文が優先されます。

以下は申請番号 XXXXXXX が MVF にこれまでに開示したすべての追加的回収金を記載した表です。この開示を完全なものにするため、必要な情報を記載してください。

回収日	回収額	回収の種類	源泉（支払元）

もしくは

私は、偽証すれば米国法の下での偽証罪に問われることがあることを確認した上で、MVF へ当初申請を申し立てて以降、現状でも完全に正確な状況であり、私のバーナード・L・マドフ証券への投資による損失に関して、“**No New Recoveries（新たな回収金を受け取っていないこと）**”であることを証明いたします。

貴方は、上の表に記載するか、もしくは、“**No New Recoveries（新たな回収金を受け取っていないこと）**”を証明し、下記に署名しなければなりません。これにより、偽証すれば米国法の下での偽証罪に問われることがあることを確認した上で、宣言および、この中に含まれた情報、行われた供述、記載された回答は、真実であり正しいという信念を構成することになります。

署名

氏名（ブロック体、英字名）

日付
